

## 安中市高齢者等緊急情報配信サービスに関するQ&A

### 1. 安中市高齢者等緊急情報配信サービスに関すること

Q1. 安中市高齢者等緊急情報配信サービスとは？

A1. 市では、災害時に避難情報等の災害に関する情報を発信します。これらの情報は、市内各所に設置している防災行政無線のほか、市内にある携帯電話やスマートフォンに向けて配信する「緊急速報メール（エリアメール）」、市の登録制メール配信サービス、SNS（Twitter）への投稿、Yahoo!防災速報アプリ、市ホームページへの掲載、テレビのデータ放送等、様々な手段により発信しています。

一方で、携帯電話やスマートフォンを所持していない方も多くいらっしゃいますので、市内在住で携帯電話やスマートフォンを所持していない高齢者や障害者の方を対象に、災害時の緊急情報を電話またはFAXで配信するサービスをはじめることとなりました。

Q2. 安中市高齢者等緊急情報配信サービスで配信される情報とは？

A2. 台風の接近時等に市が発令する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）等、緊急で周知が必要な情報です。防災行政無線やメール配信サービスと同じ情報がすべて配信される訳ではありません。

Q3. いつ配信されるのか？

A3. 市が避難情報を発令すると同時に配信します。そのため、早朝や深夜にも配信することがあります。

Q4. 配信が遅れることはあるか？

A4. 回線の混雑状況により、遅れる場合があります。そのため、同時に行う防災行政無線放送、緊急速報メール（エリアメール）配信よりも遅くなる場合があります。また、大規模災害発生時に安否確認等の電話利用が急増した場合、回線の混雑により配信ができない場合があります。

Q5. 利用にあたって費用はかかるのか？

A5. 登録料や通信費はかかりません。ただし、FAX受信の際のインクや用紙代は利用者負担となります。

Q6. 電話はどのようにかかってくるのか？

A6. かかってきた電話に出ると、コンピュータによる合成音声が自動的に流れますので、メッセージを最後まで聞いていただき、聞き終わったら電話機の「#（シャープボタン）」を必ず押してください。もし「#（シャープボタン）」を押さないと、聞き終わったことにならず、再度電話がかかってきます（最多で2回）。

Q7. 電話に出られなかった場合はどうなるのか？

A7. 電話は最多で2回までかけ直しますので、数分後にかかってくるまでお待ちください。聞き終わ

ったら、電話機の「#（シャープボタン）」を押してください。

Q 8. 配信された情報を再度聞くことはできるか？

A 8. かかってくる電話番号は配信専用のため、かけ直してもつながりません。防災行政無線でも同内容の放送をしますので、通話料無料の「防災行政無線テレホンサービス（電話番号0800-800-3664）」をご利用ください。

## 2. 対象者に関すること

Q 9. 安中市高齢者等緊急情報配信サービスに登録できる人は？

A 9. **固定電話の場合**・・・市内在住で、携帯電話やスマートフォンを所持していない高齢者（65歳以上）の方、障害者手帳（視覚障害）を所持している方です。

**FAXの場合**・・・市内在住で、携帯電話やスマートフォンを所持していない障害者手帳（聴覚障害）を所持している方です。また、固定電話の場合の条件を満たさず高齢者（65歳以上）で、防犯機能付電話のために電話による情報配信を利用できない方です。

Q 10. 携帯電話やスマートフォンを所持する同居家族がいる場合は登録できないか？

A 10. 日常的に、携帯電話やスマートフォンを所持している同居家族が通勤や通学等で不在となるような状況の場合は登録できます。

Q 11. 年齢や障害者手帳の条件を満たさないと登録できないか？

A 11. 原則としてA 9で記載している方を登録対象者とします。ただし、特別な事情がある場合は個別に対応させていただきますので、ご相談ください。

Q 12. 施設に入所している場合は登録できるか？

A 12. 施設に入所し、生活されている方は対象外です。ただし、デイサービスのみの利用等、日中のみ施設にいる方は対象となります。

Q 13. 登録後、携帯電話やスマートフォンを所持するようになった場合はどうするのか？

A 13. 登録者が携帯電話やスマートフォンを購入した場合、携帯電話やスマートフォンを所持する家族と同居を始めた場合等、携帯電話やスマートフォンでの情報取得が可能となった場合は登録対象外となりますので、申請書（登録廃止の内容）を市役所に提出してください（「Q 16. 利用をやめたい場合はどうすればよいか？」を参考にしてください）。

## 3. 登録に関すること

Q 14. 登録の申込みはどのように行うのか？

A 14. 市役所危機管理課または松井田支所総務管理課の窓口か、市ホームページから申請書を入手していただき、以下の方法で提出してください。

**窓口申請の場合**

市役所危機管理課または松井田支所総務管理課の窓口を持参してください。

**郵送申請の場合**

〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所危機管理課危機管理係 宛に  
郵送してください。

**メール申請の場合**

市役所危機管理課のメールアドレス

【 [kikikanri@city.annaka.lg.jp](mailto:kikikanri@city.annaka.lg.jp) 】に申請書データを添付し  
てメールを送信してください。

Q15. 代理人による申請は可能か？

A15. 可能です。その場合は申請書の「代理人欄」に記入をお願いします。なお、代理人はどなたでも結構です。

Q16. 利用をやめたい場合はどうすればよいか？

A16. 市役所に利用登録廃止の申請書を提出してください。申請書の入手及び提出方法は新規登録と同様です（「Q14. 登録の申込みはどのように行うのか？」を参考にしてください）。